

令和 8 年 10 月 8 日  
練馬区総務部人材育成課  
(人事戦略担当部)

## 令和 9 年度職員定期健康診断他の委託（単価契約）に係るプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「令和 9 年度職員定期健康診断他の委託（単価契約）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 件 名 令和 9 年度職員定期健康診断他の委託（単価契約）
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和10年 3 月31日まで  
※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区役所本庁舎（練馬区豊玉北 6 - 1 2 - 1 ）ほか、仕様書（別紙 1 ）のとおり
- (4) 業務内容 基本仕様書（別紙 1 ）による。
- (5) 業務概要 別紙 2 のとおり
- (6) 概算経費 70,300,000円（税込）  
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

つぎの条件を全て満たすこと。

- (1) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第 4 条の 2 の規定に基づき、都内に病院または診療所を開設している法人であること。
- (2) 他自治体・企業で健康診断業務委託の業務実績があること。
- (3) 個人情報保護のため適正な管理体制および実績があること。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項（同令第167条の11第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人の場合は、法人事業税(特別法人事業税を含む。)、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者

## 4 選定方法

### 4-1 日程(予定)

|                       |                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 募集要領等の公表              | 令和8年10月8日(木)                                                          |
| 質問受付期間                | 令和8年10月8日(木)～令和8年10月23日(金)                                            |
| 質問回答日                 | 令和8年10月28日(水)(予定)                                                     |
| 提案書類受付期間              | 令和8年10月8日(木)～令和8年11月9日(月)<br>※応募届および事業者に関する書類は、令和8年11月2日(月)までに提出すること。 |
| 一次審査 結果通知             | 令和8年11月30日(月)(予定)                                                     |
| 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) | 令和8年12月15日(火)(予定)                                                     |
| 第二次審査 結果通知            | 令和9年1月下旬(予定)                                                          |

### 4-2 質問回答

募集に関する質問は質問票(様式1)に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和8年10月8日(木)～令和8年10月23日(金)  
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
- (3) 担当部署 練馬区総務部人材育成課職場環境係  
(担当) 小野・小佐々  
メール JINZAI02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 令和8年10月28日(水)までに区ホームページで公表する。

### 4-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間  
令和8年10月8日(木)～令和8年11月9日(月)の平日午前9時から午後5時まで

- (2) 提出方法 郵送（消印有効）または持参すること。
- (3) 提出場所 練馬区豊玉北5-27-2 練馬区職員研修所  
総務部人材育成課職場環境係（人事戦略担当部）
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

| 提出書類        |                                                                                                                                                                 | 提出部数 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 事業提案に関する書類  | 応募届（様式2）                                                                                                                                                        | 1部   |
|             | 提案書（様式3）                                                                                                                                                        | 9部   |
|             | 本業務の人員体制                                                                                                                                                        | 9部   |
|             | 単価見積書（様式4）                                                                                                                                                      | 9部   |
| 法人の資格に関する書類 | 事業者概要（様式5）<br>※会社案内等があれば併せて提出すること。                                                                                                                              | 2部   |
|             | 直近3年（令和5～7年度）の決算に係る財務諸表<br>① 決算書類のうち税務申告書類一式（販売費および一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む。）またはそれに代わるもの<br>② 決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し）<br>③ キャッシュフロー計算書<br>※②、③は作成している場合 | 2部   |
|             | 登記簿謄本等、区内に病院または診療所を有することを証する公的な書類<br>※該当する者のみ                                                                                                                   | 1部   |
|             | 登記事項証明書（発行後3か月以内の履歴事項全部証明書）                                                                                                                                     | 2部   |
|             | 法人等の定款（最新のもの）                                                                                                                                                   | 2部   |
|             |                                                                                                                                                                 |      |

- (5) 提案書等の差し替えおよび再提出  
受付期間後の提案書・応募届の差し替えおよび再提出は認めない。
- (6) 参加辞退について  
提案書等の書類が提出された後に辞退する場合は、令和8年11月9日（月）午後5時までに辞退届（様式6）を提出すること。提出方法および提出場所は4-3(2)・(3)と同じ。

#### 4-4 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年11月末までに書面により通知する。

#### 4-5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年12月15日（火）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者

の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

審査結果は令和9年1月下旬頃までに書面により通知する。

#### 4-6 評価項目

評価項目については下表のとおり。

| 評価項目               | 評価基準                                                              | 一次<br>審査 | 二次<br>審査 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1 事業者の安定性・継続性      | ・事業効率の状況<br>・資金力の有無<br>・借入金の返済能力の有無<br>・経営の安全性                    | ○        | ○        |
| 2 業務実績             | ・官公庁または企業との類似業務の契約実績                                              | ○        | ○        |
| 3 実施体制             | (1) 健診実施体制、健診施設の機能<br>(2) 健診の判定、事後措置の体制<br>(3) 健診結果報告書、統計データの作成体制 | ○        | ○        |
| 4 安全管理体制           | ・危機管理対策<br>・情報セキュリティ対策<br>・個人情報保護対策                               | ○        | ○        |
| 5 受託への意欲・熱意        | ・具体的で独創的な提案の有無                                                    |          | ○        |
| 6 プレゼンテーション・ヒアリング  | ・説明、受け答えの的確性、説得力                                                  |          | ○        |
| 7 見積価格             | ・見積価格の妥当性                                                         |          | ○        |
| 8 区民雇用の促進・区内事業者の活用 | ・区民雇用の促進<br>・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達                      | ○        | ○        |
| 9 区内事業者である         | ・区内に病院または診療所を有する                                                  | ○        | ○        |
| 10 その他             | ・地域貢献、社会貢献、環境配慮、就労環境整備                                            | ○        | ○        |

#### 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙3）に基づき取扱うものとする。

## 7 その他事項

- （1） 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- （2） 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- （3） 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- （4） 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- （5） 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- （6） 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- （7） 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- （8） 本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- （9） 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区総務部人材育成課職場環境係 小野・小佐々・小島・八藤後

練馬区豊玉北5-27-2 練馬区職員研修所

電 話 03-3993-3286

メール JINZAI02@city.nerima.tokyo.jp